

児童ポルノ等の 性犯罪・性暴力について 加害者にも 被害者にも 傍観者にも ならないようにしましょう

【令和5年度 第1回都道府県・指定都市等生徒指導担当者連絡会議配付資料、令和4年6月10日県学警連だより No.130 より作成。一部改編。】

【児童ポルノ事犯の主な違反態様】

- 1 **製造**
例：児童（18歳未満の者をいう。）の裸等を撮影する。
- 2 **公然陳列**
例：児童ポルノ画像をSNSにアップする。
- 3 **提供**
例：児童ポルノ画像をSNS等で他者に送信する。
- 4 **所持等**
例：児童ポルノ画像を性的な目的でスマートフォンに保存しておく。
- 5 **要求**
例：裸の画像を送ってもらうよう頼む。（実際にもらうまでに至らなくても罪となる）

【児童ポルノ事犯における少年被疑者の検挙事例】

- 事例1
中学生が友人から提供を受けた児童ポルノ画像を友人に転送。
⇒**児童ポルノ提供**で検挙
- 事例2
高校の修学旅行中、宿泊先において、
男子が露天風呂に入浴中の同級生女子を盗撮。
⇒**児童ポルノ盗撮製造**で検挙
- 事例3
高校生がスマートフォンで撮影した
自分の裸の画像を安易にSNS上にアップ。
⇒**児童ポルノ公然陳列**で検挙



スマートフォンの普及により今や誰もが児童ポルノ等の不適切な画像等を製造・所持・提供・要求できる時代になりました。「手軽」にできるからということで、これらの行為について安易に考えてはいませんか？



インターネットに公開された画像等の個人情報等は、一度拡散されると回収は事実上不可能です。完全に消すことができないことの比喻として「デジタルタトゥー」と言われ、被害者は将来にわたって苦しむことになります……。

【熊本県教育委員会】



子供の性被害は、子供の心身に有害な影響を及ぼし、かつ、人権を著しく侵害する極めて悪質な行為で、犯罪です！**児童ポルノ事犯に対し、学校は、警察とも連携して対応します！**

【熊本県警察本部】



県内では、SNSを利用した児童ポルノに関する事件が後を絶ちません。**児童ポルノ事犯は犯罪であり、中高生であっても検挙・補導されます！**

また、児童ポルノの被害の大半は中高生で、男子生徒も被害に遭っています。児童ポルノの被害に遭わないためには、

- 絶対に裸や下着姿等の画像は撮らない、送らないこと
- 1人で悩まずに、保護者や先生、警察など信頼できる人に相談することが大切です。